

税のお知らせ

◆休日納税窓口を開きます
 8月4日(日)・18日(日)・9月1日(日)、午前9時～午後3時 豊岡収納課(第二庁舎3階) ☎963-9142

◆市税の納付には口座振替が便利です
 納期限日に口座引き落としされるので、金融機関に行き納税する手間が省けます。納税通知書と預・貯金通帳、口座届出印をお持ちのうえ、口座振替利用予定金融機関または収納課、北部・南部出張所でお申し込みください。

◆市・県民税の納税通知書をお送ります
 平成31年度の年税額に変更があった方や新たに課税された方、納付方法を変更された方に納税通知書と納付書(口座振替の方には通知書)を8月7日(水)に発送します。新たにお送りする納付書でお納めください。

◆医療費のお知らせについて
 医療機関等を受診された方へ「医療費のお知らせ(平成31年3月・4月診療分)」を送付します。ご自身の医療費を把握し、健康管理について関心を深めましょう。なお、再発行はできませんので、大切に保管してください。

◆国民健康保険の納税通知書をお送りします
 平成31年度の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新たに課税された方、年金からの特別徴収(差し引き)を口座振替に変更された方に納税通知書と納付書(口座振替をご利用の方には通知書のみ)を8月15日(木)に発送します。

◆国民健康保険税の納税通知書をお送りします
 令和元年8月以降の保険証を7月下旬に簡易書留郵便で送付しました。不在だった場合は8月6日(火)まで郵便局で保管され、7日(水)以降は市役所で保管します。受け取りができませんかた方には再度送付しますのでご連絡ください。本人確認書類(免許証やパスポート等)をお持ちの方は8日(木)から国民健康保険課窓口でお渡しできます。

◆国民健康保険の納税通知書をお送りします
 令和元年8月以降の保険証を7月下旬に簡易書留郵便で送付しました。不在だった場合は8月6日(火)まで郵便局で保管され、7日(水)以降は市役所で保管します。受け取りができませんかた方には再度送付しますのでご連絡ください。本人確認書類(免許証やパスポート等)をお持ちの方は8日(木)から国民健康保険課窓口でお渡しできます。

◆市民懇談会を開催します
 「第5次越谷市総合振興計画」および「越谷市都市計画マスタープラン」の策定に向けた市民懇談会を開催します。



こんなまちになったらいいな、など日頃感じている思いをみんなで語り合うワークショップです!

日時	テーマ
8/4(日)	世代をこえて住み続けたいまち「福祉、健康、子育てについて考える」
8/17(土)	都市と自然が調和した、住みやすいまち「都市計画、住宅環境、交通、公園について考える」
8/31(土)	環境にやさしく安全・安心のまち「環境、防災について考える」

*時間はいずれも13:30~16:00
 〈会場〉本庁舎5階第1委員会室
 〈申込み〉受付中。住所・氏名・電話番号・出席希望日を電話またはファクス・メールで下記へ。開催期間中も随時受け付けます。下記の二次元コードから電子申請でも申し込みできます
 *手話通訳および要約筆記がご利用いただけます。ご利用の際は、事前にご連絡ください
 *事前申し込み制で保育あり。詳しくはお問い合わせください
 問政策課☎963-9112、☎965-6433、
 ✉seisaku@city.koshigaya.lg.jp



敬老会へおいでください



〈日時〉9月15日(日)・16日(祝)
 〈会場〉サンシティ大ホール
 *8月下旬に75歳以上の方に案内状を発送します。詳しくは広報こしがやお知らせ版9月号でお知らせします

喜寿祝をお送りします

令和元年8月1日現在、本市に住居登録されている方で、平成31年4月2日~令和2年4月1日に77歳になる方にお祝いの品を9月上旬から宅配にて贈呈します。
 問 福祉推進課 ☎963-9237



◆埼玉県在宅保健活動者の会「青空会」会員募集
 団員に対する研修、市町村の保健事業等の支援 ①次の①②③のすべてに該当する方。①会の趣旨に賛同し市町村の支援活動等に参加できる ②県内在住で保健師・助産師・看護師の資格がある ③就業していないまたは在宅で活動している ④電話で左記へ 問埼玉県国民健康保険団体連合会保健課 ☎048-824-2153 ☎048-824-2153

平成31年度市・県民税の第2期、国民健康保険税の第3期納期限は9月2日(月)です

高齢者の総合相談窓口 地域包括支援センター

市では、地域包括支援センターを市内11カ所に設置しています。主な業務は、介護・健康に関することや権利擁護についての相談、介護保険で「要支援1」「要支援2」に認定された方などの介護予防ケアプランの作成です。このほか、高齢者等がより暮らしやすい地域とするために関係機関とのネットワーク作りを行っています。地域の高齢者の総合相談窓口として、お気軽にご相談ください。

名称	所在地	電話番号
桜井	下間久里792-1(桜井地区センター内)	970-2015
新方	大吉470-1(新方地区センター内)	977-3310
増林	増林3-4-1(増林地区センター内)	963-3331
大袋	大竹831-1	971-1077
荻島・北越谷	南荻島190-1(荻島地区センター内)	978-6500
出羽	七左町4-248-1(出羽地区センター内)	985-3303
蒲生	登戸町33-16(蒲生地区センター内)	985-4700
川柳・大相模	川柳町2-507-1(老人福祉センターひのき荘内)	990-0753
大沢	東大沢1-11-13	972-4185
越ヶ谷	越ヶ谷4-1-1(越谷市中央市民会館2階)	966-1851
南越谷	南越谷4-21-1(南越谷地区センター内)	999-6651

問各地域包括支援センター(上表のとおり)、地域包括ケア推進課(第二庁舎1階)☎963-9163

人権それは愛

外国人の人権 ~多文化共生社会の実現に向けて~

外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした新在留資格「特定技能」を盛り込んだ改正出入国管理法が2019年4月1日から施行されました。今後、日本で働く外国人はさらに増えると考えられています。言葉や宗教、習慣などの違いから、外国人を避けてしまうことは、外国人の人権を侵害することになります。外国人への差別が起きないように努めなくてはなりません。

しかしながら、現在も「外国人だから」とアパートの入居や公衆浴場への入浴を断られることや、外国人が罪を犯すと、その国の人全てが悪いようなイメージを持たれてしまっていることがあります。また、各地で行われているデモにおいて、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が公然と行われている状況もあります。

2020年にはオリンピック・パラリンピックが東京を中心に開催されます。今後ますます外国人と接する機会が増える今こそ、「外国人だから」と偏見を持つのではなく、まずはコミュニケーションをとり、相手を知ることによって、お互いの人権が尊重された多文化共生社会が実現できるよう心がけましょう。

埼玉県では、「すべての県民が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です
 主管課 人権・男女共同参画推進課 ☎963-9119、教育委員会生涯学習課 ☎963-92803